

【別紙 6】

パークゴルフコース及び公園敷地の維持管理に関する特記事項

(パークゴルフ場コースの維持管理)

第1 基本的なコース管理については次のとおりとします。ただし、芝生、コースの状況等により判断の上、安全対策を十分に行った上で、適時実施してください。なお、下記に示す維持管理業務内容は管理強度の目安を示しており、効率化に向けて最適管理頻度等を提示してください。

- (1) 転 圧 年2回以上
- (2) 施 肥 グリーンは月2回以上、フェアウェイ及びラフは年6回以上
- (3) 目土散布 グリーンは月1回以上、フェアウェイは年4回以上、ラフは年2回以上
- (4) 薬剤散布 適時散布とするが、グリーン及びフェアウェイは月1回以上殺菌剤を散布
- (5) 灌 水 適時実施
- (6) 芝 刈 グリーン刈高は15mm、フェアウェイ刈高は25mm、ラフ刈高は45mmを超えない範囲とし、適時刈込みを実施してください。なお、芝刈込みの際は、敷地内にある樹木等を損傷しないように注意し、刈むら、刈残しが無いよう均一に刈り込んでください。
- (7) 点検清掃 コースは毎日点検巡回し、清掃を実施してください。
- (8) そ の 他 グリーン及びフェアウェイのエアレーションは年2回以上
グリーンのコアリングは年1回以上
ホールカップは適時変更し、芝生の損傷を防止してください。
芝生デポジット補修作業は随時実施してください。
- (9) 植 栽 剪定、灌水、施肥、防虫駆除を定期的 to 実施し、美観の維持に努めてください。
- (10) 照 明 灯 清掃及び点検整備を定期的に行い、正常な機能を維持するよう努めてください。なお、照明灯の点灯時間を変更する場合は、事前に市と協議を行うものとします。
- (11) そ の 他 シェルターやベンチなど利用者が直接利用する設備については、清掃や点検を定期的に行い、利用者の安全確保に努めてください。
スプリンクラーやポンプなどコース管理に使用する設備については、動作状況を適時確認し、誤作動や欠陥またはその恐れがあることを発見したときは、速やかに市に報告してください。

第2 芝の育成管理業務を実施するときは、利用者の障害にならないよう、パークゴルフ場開場前、閉場後及び休場日等 to 実施するよう努めてください。ただし、芝の病害発生等緊急処置を要し、更に利用者の障害になるために施設の閉鎖が必要である場合は、市と協議するものとします。

(公認コース設置基準の遵守)

第3 指定管理者は、パークゴルフ場が（公社）日本パークゴルフ協会（以下「協会」という。）の公認コースであることに基づき、協会の規定するコース設置基準を遵守してください。なお、設置基準の改正によりコースの改修等が必要となったときは、市と協議するものとします。

(公園敷地の維持管理)

第4 パークゴルフ場を除く公園敷地の維持管理については、次のとおりとします。なお、下記に示す維持管理業務内容は、管理強度の目安を示しており、効率化に向けて最適管理頻度を提示してください。

- (1) 芝刈 適時刈込みを実施し、美観の維持に努めてください。なお、刈込みの際は、敷地内になる樹木等を損傷しないように注意し、刈むら、刈残しがないよう均一に刈り込んでください。
- (2) 点検清掃 公園敷地（駐車場を含む）は毎日点検巡回し、美観の維持に努めてください。
- (3) 植栽 剪定、灌水、施肥、防虫駆除を定期的に行い、美観の維持に努めてください。
- (4) その他 シェルターやベンチなど利用者が直接利用する設備については、清掃及び点検整備を定期的に行い、利用者の安全確保に努めてください。その他の施設については、目視等による点検を定期的に行い、破損またはその恐れがあることを発見したときは、速やかに市に報告してください。

(廃棄物の削減)

第5 指定管理者は、公園で発生する廃棄物の発生抑制に努めなければならない。

2 指定管理者は、廃棄物の処理に当たっては、市の分別ルールに沿って適切に分別を行い、市が構築する回収ルートを活用するなどして可能な限り資源化に努めることとする。